

◎新潟県告示第1074号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成30年10月9日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 解除に係る保安林の所在場所
新潟県魚沼市宇津野字北ノ又澤852の17（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県南魚沼地域振興局農林振興部及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）